

1. 委員会概要

1.1 委員会名称

支承損傷に伴う牛深ハイヤ大橋の恒久対策技術検討委員会

1.2 目的

牛深ハイヤ大橋の支承において確認された損傷の原因究明および恒久対策の検討に際し、高度な技術的・専門的見地から次の事項についての指導・助言を行うことを目的とする。

- (1) 支承の損傷要因
- (2) 損傷要因に基づく恒久対策
- (3) 上記に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

1.3 委員構成

委員会は以下の委員をもって構成する。

委員長	松村 政秀	熊本大学	くまもと水循環・減災研究教育センター	教授
委員	山口 栄輝	九州工業大学	建設社会工学科	教授
委員	西田 秀明	(～2022 年 3 月)		
		国土交通省	国土技術政策総合研究所	
			社会資本マネジメント研究センター	
			熊本地震復旧対策研究室	室長 (当時)
委員	白戸 真大	(2022 年 4 月～)		
		国土交通省	国土技術政策総合研究所	道路構造物研究部
			橋梁研究室	室長
委員	大住 道生	国立研究開発法人	土木研究所	
			構造物メンテナンス研究センター	
			橋梁構造研究グループ	上席研究員

1.4 委員会の開催

表 1.4-1 に委員会の開催日および主な議題を示す。

表 1.4-1 委員会の開催日程

	開催日	主な議題
第1回	2021 年(R3) 11 月 2 日	・支承の損傷要因および恒久対策や再発防止の検討に必要な調査の項目
第2回	2022 年(R4) 7 月 12 日	・現地調査、机上調査、損傷部観察、材料調査結果の評価 ・恒久対策方針 (支承形式) への助言 ・恒久対策決定に向けた解析方法への助言
第3回	2022 年(R4) 10 月 6 日	・支承外面観察、全体挙動調査 (現地計測および 3 次元 FEM による解析的調査) 結果の評価 ・恒久対策方針 (支承形式と支承取付構造) への助言
第4回	2022 年(R4) 12 月 14 日	・損傷の主要因の整理 ・恒久対策方針の策定 (支承形式と支承取付構造) への助言
第5回	2023 年(R5) 11 月 14 日	・報告書の構成 ・今後の維持管理

支承損傷に伴う牛深ハイヤ大橋の恒久対策技術検討委員会 設置要綱

(名称)

第1条 委員会の名称は「支承損傷に伴う牛深ハイヤ大橋の恒久対策技術検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、牛深ハイヤ大橋の支承において確認された損傷の原因究明及び恒久対策の検討に際し、高度な技術的・専門的見地から指導・助言を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項についての指導・助言等を行う。

- (1) 支承損傷の要因
- (2) 想定された要因に対する解析
- (3) 解析結果に基づく恒久対策
- (4) 上記に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(構成)

第4条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。

- 2 委員は、熊本県知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、承諾の日から令和7年(2025年)3月31日までとする。なお、委員の申し出による任期途中で交代等については、委員長の了解による。

(運営)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長が職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、必要に応じて、議事に関係ある者を臨時に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課に置く。

(その他)

第7条 本規約に定めのない事項等は、委員会に諮ったうえで、委員長が決定するものとする。

(附則)

この要綱は、令和3年(2021年)10月29日から施行する。

令和5年3月13日一部改正

令和6年3月25日一部改正

令和6年9月27日一部改正